

社会保険労務士等に申請事務等を代行させて 国の人材開発支援助成金を活用した事業者に 補助金を支給します！

補助要件

- ✓ 令和5年4月1日以降に、労働局より人材開発支援助成金※の支給決定を受けていること
- ✓ 人材開発支援助成金の活用に際し、申請事務等を社会保険労務士等に代行させたこと
- ※ 補助対象は、人材育成支援コース（旧特定訓練コース、旧一般訓練コース、旧特別育成訓練コースも含む）、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コースに限る
- ✓ 市税を滞納していないこと

対象者

- ✓ 仙台市内に本店又は主たる事務所を置く中小企業事業主
- ✓ 仙台市外に本店又は主たる事務所があるものの、仙台市内に事業所を置く中小企業事業主
- ✓ 仙台市内に住民登録のある個人事業主
- ✓ 仙台市内に主たる事業所又は店舗を有する個人事業主

補助対象経費

- ✓ 労働局へ申請するための各種書類及び添付書類等の作成代行に要した経費
- ✓ 労働局への提出代行に要した経費
- ※ 本店又は主たる事務所が市外にあり、市外の事業所で人材開発支援助成金を活用した場合は対象外

補助額

- ✓ 人材開発支援助成金の貸金要件又は資格等手当要件を満たした事業主 補助対象経費の 4分の3
- ✓ 上記以外の事業主 補助対象経費の 3分の2
- ※ 一事業者あたり50万円上限

必要書類

裏面をご確認ください。

補助率2/3で受給後に
貸金要件又は資格等手当要件を満たした場合は、
差額分を追加で請求することが可能です！

■お問い合わせ先■

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目6番1号仙台パークビル9階
仙台市経済局 商業・人材支援課 人材支援係 (平日8:30~17:15)
☎: 022-214-1007 Email: kei008050@city.sendai.jp

申請方法



人材開発支援助成金の活用にあたり、
社会保険労務士等に申請事務等を代行させる（事業主）

人材開発支援助成金支給決定通知（労働局⇒事業主）

※令和5年4月1日以降に、支給決定通知を受けた事業者が対象となります。

交付申請書・添付書類をご準備（事業主）

申請書等のダウンロードページ

<https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/reskilling.html>

- ① 仙台市リスキリング推進応援補助金交付申請兼実績報告書
- ② 労働局より発行された人材開発支援助成金の支給決定通知書の写し
- ③ 補助事業に係る社労士等からの請求が確認できる書類の写し（請求書等）
- ④ 補助事業に係る社労士等への支払が確認できる書類の写し（領収書等）
- ⑤ 【法人】登記事項証明書の写し（3ヶ月以内）

※本店又は主たる事務所が本市の区域外にあって、区域内の事業所で人材開発支援助成金を活用した場合は、このほかにも提出資料がありますのでご注意ください。

【個人】本人確認書類の写し、事業所の場所が確認できる資料

申請書一式の提出（事業主⇒仙台市）

提出先：〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目6番1号 仙台パークビル9階
仙台市経済局 商業・人材支援課 人材支援係

審査・交付決定（仙台市⇒事業主）

仙台市リスキリング推進応援補助金交付決定兼確定通知書 を交付

請求書のご提出（事業主⇒仙台市）

仙台市リスキリング推進応援補助金交付請求書 を提出

補助金のお支払い（仙台市⇒事業主）